

大 切 な お 知 ら せ [Vol.12] 重 要

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。



お忘れですか？

支援制度の利用には「り災証明書」が必要です

「り災証明書」や「支援制度」の申請期限が近づいています。

» 被災相談窓口

り災証明関連窓口

り災証明書に関する問い合わせ 《税制課》 025-226-1502

申請

- 古町ルフル3階 税制課
- 中央区を除く各区役所総務課（または地域総務課）

※申請から受け取りまで1か月程度かかる場合があります。

【開設時間】月～金曜日（祝・休日除く）
9:00～17:00

申請期限:令和7年12月26日

受け取り

- 家屋の被害認定調査終了後、準備ができ次第、り災証明書を申請者（代理申請の場合は代理人）に郵送します。

被害認定調査の結果、被害の度合いが大きい場合は事前に電話連絡をします。

住宅関連窓口

内容

開設時間

西区 西区役所区役所棟2階 住宅修繕・建替
液状化被災宅地等復旧月～金曜日
(祝・休日除く)
9:00～17:00

中央区 古町ルフル6階 建築部フロア 住宅の修繕・建替

液状化被災宅地等復旧

月～金曜日
(祝・休日除く)
9:00～17:00
(予約制)
予約受付ダイアル 025-226-2710

» 住まいの再建

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く月～金曜午前8時半～午後5時半
(◆は午前9時～午後5時) にお願いします

支援制度

対象

申請期限・内容

液状化等被害 住宅修繕支援

住宅に加え、宅地内のカーポートや物置を含む外構の修繕工事を支援
《公共建築課》 ◆ 025-226-2880

一部損壊以上

令和7年度

判定区分により
10万円～150万円

令和8年度

申請期限:令和8年2月27日

完了報告期限:令和8年3月31日

液状化等被害 住宅建替・購入支援

新潟市内で家の建て替えや購入をした場合に支援
《建築保全課》 ◆ 025-226-2880

中規模
半壊以上建替：判定区分により
50万円～150万円

申請期限:令和7年12月26日

完了報告期限:令和9年2月26日

購入：判定区分により
50万円～100万円

申請期限:令和8年2月27日

完了報告期限:令和9年2月26日

液状化被災宅地等復旧支援

宅地の復旧や、住宅基礎の傾斜修復などの工事を支援
《まちづくり推進課》 ◆ 025-226-2710

原則
準半壊
以上

補助率3分の2 補助上限 766万6千円

(R8年度も申請受付を継続予定)

申請期限:令和8年2月末頃

完了報告期限:令和8年3月13日

※既存の国・県・市の支援制度を活用している場合、当該活用額を控除

被災者転居費支援

引越しの費用を支援
《住環境政策課》 025-226-2821

半壊以上

申請期限:令和8年3月13日

補助率：2分の1 補助上限15万円

市営住宅への入居

《住環境政策課》 025-226-2817

半壊以上

申請期限:令和7年12月25日

» 資金確保

支援制度	対象	申請期限・内容	
被災者生活再建支援金 お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	半壊以上	令和7年度 基礎支援金・市支援金 加算支援金※（中規模半壊以上） 判定区分等により37.5万円～400万円	令和8年度 申請期限:令和8年2月2日 申請期限:令和9年2月1日 ※基礎支援金・市支援金の申請を令和8年2月2日までに行なったうえで申請が可能

» 負担軽減

支援制度	対象	申請期限・内容	
水道料金・下水道使用料の免除 《水道局コールセンター（水道料金）》 ☎ 0120-411-002 《下水道部経営企画課（下水道使用料）》 ☎ 025-226-2959	一部損壊以上	令和7年度 申請期限:令和8年3月31日	令和8年度 令和6年1月1日を含む期間（通常2か月分を全額免除） ※漏水による使用量増加に対する減免もあり
固定資産税・都市計画税の減免 《資産税課》 ☎ 025-226-2283	半壊以上	申請期限:令和8年2月27日	令和5年度第4期分を減免（毎月払いの場合1月～3月期分） ※納付済みの場合は還付
住宅再建資金の融資に対する利子補給 《建築行政課》 ☎ 025-226-2837	準半壊以上	貸付利率の1%を上限に、金融機関へ支払った利子相当額を5年間補給 令和8年12月31日までに融資を受けた方が対象	※令和6・7年に借り入れ契約した方は、令和7年12月26日までに承認申請書が必要です。

» 相談

■新潟市ささえあいセンター

安心して生活再建できるよう、被災世帯の状況に応じて、個別訪問や電話などで困り事を聞き、必要な制度・サービスを案内しています。

開設時間 月～金曜 9～17時 ※祝・休日、年末年始を除く

☎ 025-378-1765、FAX 025-378-1764

■市民相談

問題解決に向けたきっかけとしていただくため、弁護士や司法書士、行政書士等による新潟市民専用の無料相談窓口を開設しています。事業所の案件は対象外です。

《広聴相談課》 ☎ 025-226-1025

相談窓口の開設スケジュールは
新潟市HPからご確認いただけます



» 復旧・復興への主な取り組みを紹介

同地震による被害からの復旧・復興に向けた取り組みの進捗状況を、新潟市ホームページに掲載しています。「液状化対策」「公道の復旧」「住宅の解体」の3つの項目で紹介しています。



各制度の詳細については、市ホームページをご覧ください

スマート
フォンは
こちら



その他のお問い合わせは、新潟市役所コールセンターへ ☎ 025-243-4894 【受付時間】午前8時～午後9時

※12/29～1/3は午後5時まで